

# 遵守手続についての決定文書の内容について

2001年11月7日

地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（CASA）

## 1 合意された遵守手続についての総括的評価

- ・ 遵守手続についての法的文書の合意が成立したことは、批准に向けた大きな前進。
- ・ 遵守委員会を設け、その中に促進部と履行強制部を設置することを前提に、両部の権限と機能、構成、削減義務の不遵守に対する履行強制部の帰結（不遵守国への措置）を定めるなど、基本的な遵守制度の枠組について合意された。
- ・ とりわけ、第一約束期間について達成できなかった削減量の1.3倍を次期約束期間で削減、遵守行動計画の策定、排出量取引でクレジットを売る資格の喪失、などの具体的な不遵守の拘束力のある帰結が決まったことは評価できる。
- ・ 「帰結」が法的拘束力を有するかどうかの決定はCOP/MOP1に先送りされた。
- ・ 今回合意された帰結は、法的拘束力を伴ってこそ遵守確保のためによりよく機能する性格のものであり、COP/MOP1では、帰結に法的拘束力を伴うことを決定するべきである。

## 2 遵守手続に関するCOP7での争点と決定文書の内容

### (1) 不遵守の場合の措置（帰結）の法的拘束力について

- ・ 日本などのアンブレラ諸国やEUなどは、法的拘束力については、COP/MOP1に先送りされたと主張し、途上国グループは、ボン合意で法的拘束力のある帰結にすることは決まり、先送りにされたのはその採択方法だけであると主張。
- ・ 日本、ロシア、オーストラリア、カナダの4カ国は、ボン合意には、「遵守に関する手続とメカニズムを採択する」とあったのを、「採択するよう勧告する」という、COP7で遵守制度の手続と制度についての決定を行わないとの趣旨にとられかねない提案をするとともに、不遵守に適用する帰結の法的拘束性についての合意はCOP/MOP1に先送りされたことの明記を求めた。
- ・ 合意された決定文書では、ボン合意の文章をほぼそのまま採用しながら、帰結に法的拘束力があるかどうかについては実際上決めず、結果的に「法的拘束力のある帰結にするかどうかについてはCOP/MOP1」に先送りされたとの内容になった。日本などのアンブレラ諸国と途上国の主張を妥協したものとなった。

### (2) 情報公開について

- ・ 遵守制度における情報の公開について、ロシアが、不遵守だと最終決定されるまで、その不遵守に係わる情報については公開してはならないと主張し、日本はこれ

に対して、反論をしなかった。

- ・合意された決定文書では、議長提案どおり原則公開で合意され、ロシアの主張は入れられなかった。

(3) 遵守手続の開始

- ・遵守手続きを誰が開始できるのかについては、各国の目録と報告を審査する専門家チーム（エキスパートレビューチーム）がこれを問題にできること、また、不遵守になった国が自ら申し出ることができることについて争いはなかった。締約国が他の締約国の不遵守を問題にできるかどうかについて、オーストラリア、日本などが反対した。
- ・合意された文書では、他の締約国も不遵守を問題にできることになり、日本などの主張は通らなかった。

(4) 報告義務の不遵守に関する帰結

- ・議長のテキストには報告義務（5条1,2項、7条1,4項）の不遵守について、履行強制部において、不遵守の宣言、遵守行動計画の策定を定める規定があり、日本がこれらの規定の削除を求め、ロシア、オーストラリアなどがこれを支持していた。
- ・合意された文書では、議長テキストの内容がほぼそのまま残され、日本などの主張は通らなかった。

(5) 喪失した京都メカニズムの参加資格の回復について

- ・議長のテキストには、喪失した京都メカニズムの参加資格の回復手続きについての規定がなかったが、EU とアンブレラグループの共同提案により、喪失した京都メカニズムの参加資格の回復手続きについての規定が入った。